概要版

南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第２期）

（計画期間：令和２年度～令和６年度）

令和２年３月

１　計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

国は、次世代育成支援として、平成15 年７月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通して、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成させる環境整備の推進を図ってきました。

南箕輪村においても同法に基づく「南箕輪村次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に実施してきました。

しかしながら、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化等による子育てに対する不安や孤立感と負担感の増加等、子どもや子育てをめぐる環境は厳しい現状です。

これらの課題に対応し子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められていることから「子ども・子育て関連３法」が平成24 年８月に成立しました。この「子ども・子育て関連３法」に基づく新たな子育て支援は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目指しています。

こうした背景を踏まえ、次世代育成支援行動計画の実施評価や子育て家庭へのアンケート調査結果等をもとに、本村の子どもを取り巻く現状と今後の方向性を明確にし、「子どもにとっての最善の利益」の実現並びに子ども・子育て支援施策を通して誰もが「住み続けたい」と思える魅力あるむらづくりの推進ができるよう、南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第１期）を進めてきました。（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）

このような中、令和元年10月１日から国が進める、３歳以上児を対象とした「幼児教育・保育の無償化」がスタートしました。

この第１期計画の進捗状況等を踏まえ、効果的かつ総合的に進められるよう「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第２期）」を策定します。

計画の位置付け

「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画になります。

子どもの貧困対策対策推進法や児童福祉法、児童虐待防止法などに基づき施策の策定を行っており、本村の最上位計画である南箕輪村総合計画をはじめ、南箕輪村地域福祉計画等、関連する諸計画との整合を図ります。

計画期間

令和２年度から令和６年度の５年間

２　子ども･子育て支援の基本的な考え方

本村における施策の基本的視点と考え方

「子どもがのびやかに育つ村」

村では、子どもの健全育成、保護者への生活支援、社会全体による支援を基本的な視点として子育て支援を推進してきました。今後もこの３点を基本とし、南箕輪村次世代育成支援行動計画の理念を引き継ぎ、基本的考え方を**「子どもがのびやかに育つ村」**として各施策を推進していきます。

（１）子どもの健全育成の視点

子どもの幸せを第一に考え、全ての子どもの利益が公平に最大限尊重されるように配慮した支援施策を推進します。

（２）保護者への生活支援の視点

核家族化や少子化等の社会環境の変化は、本村においても例外ではありません。また人口増加に伴い、住民の価値観の変化、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る保護者のニーズも多様化しています。

これらのニーズに対応できるように、保護者の視点に立った柔軟かつ総合的な支援を推進します。

（３）社会全体による支援の視点

子育ては「第一に家庭で」が基本ですが、全ての子どもが社会を構成する重要な一員として心身ともに健やかに成長するためには、家庭はもとより地域、企業、行政をはじめとした社会全体が様々な資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力により子どもの健全育成に関わっていくことが必要です。また、子育てを行う上での男女の固定的な役割分担意識の解消とともに、全ての子どもや子育て家庭の支援にあたっては、質の高い多様なサービスの提供が求められています。このような対応をスムーズに行うためにも、社会全体で支援する視点で推進します。

３ 計画事業の量の見込み

教育･保育施設等の需要量及び確保の方策

国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

１号認定（３歳以上で教育を受けさせたいもの）
２号認定（３歳以上で保育を受けさせたいもの）

		令和２年度		令和６年度	
		１号認定	２号認定	１号認定	２号認定
量の見込み		20	489	20	488
確保の内容		30	489	30	488
	特定教育・保育施設	15	489	15	488
	確認を受けない幼稚園	15	0	15	0

３号認定（３歳未満で保育を受けさせたいもの）

		令和２年度		令和６年度	
		０歳	１・２歳	０歳	１・２歳
量の見込み		57	204	68	209
確保の内容		57	204	68	209
	特定教育・保育施設	57	204	68	209
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0

■確保の方策

○１・２号認定については、村外の幼稚園、認定外保育施設により確保できる見通しです。

○３号認定については、村内の保育施設により確保できる見通しです。

○園児の増加に対し、園舎の増築などで対応してきました。今後は施設の長寿命化計画に基づき、施設の維持管理を計画的に行っていきます。

○３歳未満児の増加や支援が必要な園児が増えていることもあり、保育士の確保に努めるとともに、会計年度任用職員の待遇改善や各種研修等による資質の向上も図ります。

4 子育て支援施策

子ども・子育て支援法第 59 条に規定する「地域子ども・子育て支援事業」を計画的に実施することにより、子育て家庭の多様なニーズや実情に応じた子育て支援の充実を図ります。

事業名	事業概要	令和５年度 実施予定・利用見込み
(1)利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	１か所で実施 （南箕輪村こども館）
(2)延長保育事業 （長時間保育）	通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、保育園において保育を実施します。	保育園５園にて実施 （利用者数 336 人）
(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品・文房具などの物品の購入に要する費用を助成します。	必要な助成の取り組みについて検討していきます。
(4)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	保育施設等への民間事業者の参入の促進及びその他多様な事業者の能力を活用した保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。	事業参入者への情報提供などに努め、新たな取り組みに対し必要な支援をしていきます。
(5)放課後健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に遊びや生活の場を提供します。	２か所で実施 ・南箕輪村こども館 ・南部小学校
(6)子育て短期支援事業	保護者の疾病等により、家庭において養育が困難になった児童について、児童養護施設等にて必要な保護を行う事業です。	４か所で実施 ・たかずやの里 ・NPO 法人 5loaves　ほか
(7)乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	延べ 120 家庭に訪問
(8)①養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問し、養育に関する相談支援等を行います。	子育て教育支援相談室にスタッフを配置します。
(8)②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童の支援に資する事業）	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関やネットワーク構成員（関係機関）の専門教科、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。	市町村子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて体制を整えていきます。
(9)地域子育て支援拠点事業 （すくすくはうす）	乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・支援、情報提供などの支援を行います。	１か所で実施 （延べ利用者数5,200 人）
(10)一時預かり事業	家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において保育園、地域子育て支援拠点施設で一時的に預かり、必要な保育を行います。	保育園５園 すくすくはうすにて実施
(11)病児保育事業 （病児・病後児保育）	病児・病後児を一時的に預かり、保育します。	２か所で実施 ・あるぷす ・いちごハウス
(12)育て援助活動支援事業 （ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業）	児童の預かり等の支援を受けたい方と支援を行いたい方との相互支援活動により、子育て家庭を支援する事業です。	依頼会員見込み　40 人
(13)妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	延べ利用者数 2,000 人

※事業名の（　　）内は村で実施している事業名になります。

他にも多岐に渡る子育て支援事業を行っていきます。

１　地域における子育て支援

○おはなしむら・ちいさなおはなしむら事業
○すくすく玉手箱事業（子育て学級）
○ふれあい保育（地域活動事業）
○人材育成講演会・教室事業
○ＤＶＤ上映会事業（キッズシアター）
○子育て応援パスポート事業
○子育て教育支援相談事業（子育て世代包括支援センター）
○ブックスタート事業
○親子わんぱくランド
○運動あそびプログラム事業
○食育推進事業
○児童手当給付事業

２　母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進

○妊娠の届け出及び母子健康手帳交付
○産婦・新生児・乳幼児訪問
○育児相談
○産後ケア
○乳児一般健康診査
○新生児聴覚検査費用補助金
○福祉医療費給付事業
○マタニティスクール
○乳幼児健診
○要支援親子教室（ステップ教室）
○産婦健康診査
○予防接種
○不妊・不育症治療費助成事業
○食育推進事業（再掲）

３　児童虐待防止対策の推進

○南箕輪村要保護児童対策地域協議会（児童虐待への対策）
○こども相談（児童相談所による相談）

４　ひとり親家庭の自立支援の推進

○児童扶養手当
○母子（父子）家庭高等学校生徒通学費補助金
○母子父子寡婦福祉資金貸付事業
○母子家庭等日常生活支援員派遣事業

５　療育への取り組み

○療育への取り組み
○医療的ケアの取り組み

６ 障がい児施策の充実

○たけのこ園運営事業
○保育園等巡回相談
○教育支援委員会
○障がい者等福祉手当
○障がい児施設等訪問看護サービス事業
○心身障がい児（者）タイムケア事業
○児童福祉法に基づく支援事業
○相談支援事業所「みなみみのわ」運営事業
○ＳＳＴ「にじいろクラブ」
○障がい児保育
○特別児童扶養手当
○障害児福祉手当
○障がい児（者）日常生活用具給付等事業
○障害者総合支援法に基づく支援事業
○自立支援医療（育成医療、精神通院医療）

７ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

○学校改築事業
○大芝こども未来塾
○青少年健全育成事業
○スポーツ環境の整備事業
○大芝公園施設の整備充実

８ 子育てを支援する生活環境の整備

○児童公園の整備
○防犯活動の推進
○子どもの交通安全対策

９ 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

○職業生活と家庭生活との両立
○男女共同参画行動計画の推進
○地方創生関連事業

5　子どもの貧困対策計画

平成 25 年６月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、それを受け、「子供の貧困対策に関する大綱」が平成 26 年８月に閣議決定されました。この大綱では、「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子供たちの生育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要である。」との方針を掲げ、国において様々な取り組みがすすめられてきました。

このような中、子どもの貧困対策をさらに充実させるために、令和元年６月には「子供の貧困対策の推進に関する法律」が改正され、同年 11 月には有識者会議の提言を踏まえ、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

子どもの貧困対策実施方針

（１）親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援
　①生活困窮家庭の早期の発見
　②南箕輪村版ネウボラの推進

（２）支援が届きにくい子ども・世帯への支援

（３）貧困の世代間連鎖の解消
　①女性の就労の推進
　②教育の支援
　③生活支援
　④経済的支援

（４）地域による支援
　①子どもに対する地域での関わり
　②子どもの居場所づくり

※「貧困」の定義

「貧困」の定義には、一般的に「絶対的貧困」と「相対的貧困」の二種類に定義されます。

①　絶対的貧困

生命を維持するために最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態のことをいいます。諸外国で飢餓に苦しんでいる子ども、ストリートチルドレン等がこれに該当します。なお、一定の基準により把握されていることが容易であり、生活保護制度が確立している日本では、路上生活者を除き、絶対的貧困は存在しないといわれています。

②　相対的貧困

地域や社会において「普通」とされる生活を成就することができない状態のことをいいます。この場合、「貧困」であるか否かは、その人が生きている社会の「普通の生活」との比較によって相対的に判断され、「貧困」の基準が、その人が生きている地域・時代等によって変化することから、「相対的貧困」や「見えない貧困」といわれています。

南箕輪村子ども・子育て支援事業計画

（概要版）

令和２年３月

編集・発行／南箕輪村役場　子育て支援課
〒399-4592　長野県上伊那郡南箕輪村 4825 番地１
TEL：0265－72－2104（代）
FAX：0265－73－9799
E-mail：shien-c@vill.minamiminowa.lg.jp